

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党

大西 健介

立憲民主党の大西健介です。会派を代表し、ただいま議題となりました「雇用保険法等の一部を改正する法律案」について質問します。

その前に、昨日、令和6年度予算案が参議院で可決されました。3月2日、予算案の衆議院通過に際して、立憲民主党の安住国対委員長と自民党の浜田国対委員長は、予算が成立した後、しかるべき時期に予算委員会の集中審議を行うこと、政治倫理審査会で申し出のある議員の弁明および質疑を行うこと、4月以降、衆院に政治改革特別委員会を設置することなどを合意しました。政倫審については、51人の裏金衆議院議員のうち、まだ45人は政倫審に出てきておりません。公党間の約束は、必ず守っていただきたいと思えます。

実態解明も進まないまま、軽い処分でお茶を濁して、「裏金問題」の幕引きをすることは、絶対に許さないということを冒頭申し上げて、法案の質問に入ります。

法案の第一の柱は、雇用保険の適用拡大です。雇用のセーフティネットを拡げることには、私達も賛同します。

一方で、JILPTが短時間労働者に雇用保険への加入希望を調査したところ、「加入したくない」との回答は、週10時間以上15時間未満の者で58.8%、週15時間以上20時間未満の者では53.7%となっており、理由として「保険料の負担があるから」、「加入するメリットが分からないから」というのを挙げています。

政府は、適用拡大により労働時間など労働者の就労にどのような変化が生じると想定しているのか。また、法律施行後の就労の変化について、調査を行い、検証すべきではないかと考えますが如何でしょうか。

次に、適用拡大により対象となる労働者の中には、生活のために副業・兼業をしている者も一

定数想定されます。2つ以上の事業所で就労しているような場合、賃金の金額が高い事業所を「主たる事業所」にして雇用保険に加入するしくみとなっています。

しかし、これでは、「主たる事業所」ではないところで離職した場合には、失業給付が受けられず、収入が減って生活に支障が生じる恐れがあります。

この点、2つ以上の雇用関係を合算するしくみにした上で、10時間以上就労する雇用の全てを加入の対象とすればよいのではないかと考えますが、如何ですか。

そもそも、雇用の安定を図るためには、不安定な非正規雇用で働く人が、望めば正規雇用で働けるようにすることが必要です。そのために立憲民主党は、雇用は「無期・直接・フルタイム」を基本原則とし、正社員を新たに増やした中小企業の社会保険料負担を軽減することなどを提案しています。

政府は、少子化対策においても、児童手当の拡充など「給付」に軸足を置いてきましたが、安定的な経済基盤を築けなければ、結婚・出産に踏み切ることはできません。そのことは、同年代の正規雇用者と非正規雇用者の有配偶者率を比べた場合、倍以上の開きがあることを見ても明らかです。

政府は、いわゆる「不本意非正規労働者」をなくすことを本気で考えているのか伺います。

法案の第二の柱は、「人への投資」の強化のための教育訓練やリ・スキリング支援の充実です。立憲民主党は、「人からはじまる経済再生」という経済政策をまとめ、その3本柱の一つとして、徹底した人への投資と賃上げで、一人ひとりの多様な持ち味が活きる社会をつくることを掲げています。

G7 諸国の職業訓練への公的支出の対 GDP 比を比較すると、フランス 0.3%、ドイツ 0.19%に対して日本は 0.01%でフランスの 30 分の 1 です。岸田政権は、この水準をどこまで引き上げることを目標としているのかお示してください。

立憲民主党がまとめた「もっと良い学びなおしビジョン」では、リ・スキリングやリカレント教育は、「労働移動ありき」で行うべきではなく、労働者が主体的に選択できるものでなければなりませんとしている。

ところが、岸田政権は「リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革」を進めようとしています。政府は、リ・スキリングを労働移動のための手段と位置付けているのか、伺います。

次に、本法案では、教育訓練給付の給付率を引き上げることとしていますが、訓練受講の結果として賃金が上昇したことをどのように確認するのか。また、指定講座の地域や類型、科目による偏りをどのように是正するのか。伺います。

労働者が仕事と学びなおしを両立できるようにするためには、労働者が教育訓練のために自ら休暇を取ることが可能とする制度の整備が重要です。本法案では、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に基本手当に相当する新たな給付金を創設することが盛り込まれています。

しかし、自分が働く会社に教育訓練のための休暇制度が無ければ、この給付金を受給することはできません。厚労省の「能力開発基本調査」によると、教育訓練休暇制度を導入している企業は全体の7.4%、導入予定の企業は10%にとどまっています。また、勤務している事業所に制度があり、利用したことがある正社員は、わずか2.4%にとどまっています。非正規労働者の場合には、教育訓練休暇制度を活用するのは、さらにハードルが高いと思われます。

そこで、「もっと良い学びなおしビジョン」では、ヨーロッパの教育訓練休暇制度を参考にしつつ、労働者に学びなおしの機会が提供される公的な休暇制度を整備することを提案していますが、この点についての所見を伺います。

次に、公的な職業訓練を担う職業能力開発校等については、指導員の確保、設備の老朽化、急速な情報技術の発展や多様化する職業に対応できていない、訓練計画を維持するには自治体の財政が厳しいといった課題が指摘されています。

政府は公的な職業訓練に手厚く予算を配分し、指導員の確保、訓練施設の整備、訓練メニューの拡充等を行い、企業が、公的な職業訓練、民間の職業訓練、企業内部での職業訓練を適宜組み合わせ、労働者にきめ細かな訓練を提供できるようにすべきです。大臣の所見を伺います。

法案の第三の柱は、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保です。育児休業給付は、創設当時、育児休業のために収入がなくなるのは「失業に近い」とみなし、育児を理由とする女性の離職を防ぐために雇用保険から支出することになりました。

しかし、その後、給付を充実させ、少子化対策、子育て支援へと役割が変化しており、もはや雇用政策というより家族政策の意味合いが強くなっているため、一般会計で賄うべきという意見があります。そこで、雇用保険以外の財源による新たな制度とすることで、雇用保険に加入でき

なかった非正規雇用者やフリーランスも育児休業給付を受けられるようにすべきと考えますが、この点に対する所見を伺います。

育児休業給付の給付額は、10年前の2.5倍に膨れ上がっていますが、それ以外でも岸田政権では、不人気な増税を避けるために、目玉政策の財源に雇用保険料を流用して充てるケースが目立っています。

リ・スキリングも、従来は、就職促進や失業予防の意味合いから雇用対策として扱われてきましたが、今や経済対策の面が強くなっています。

また、雇用保険は、企業に1人あたり最大50万円を助成して手取りが減らないようにする「年収の壁」対策にも使われていますが、これも失業給付本来の働く人が保険料を払って不意に失業するリスクに備えるという趣旨とはかけ離れていると言えます。

今や雇用保険の50%以上は、失業給付以外に充てられています。政府が増税を避けるために雇用保険を活用し、保険料がさらに上がれば、見えにくい負担増となると思いますが、厚労大臣の所見を伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大で雇調金の財源が不足し、失業等給付の積立金から累計3兆円以上を貸し出したため、雇用保険の財政は逼迫しています。

一方で、前回の改正で、失業等給付の国庫負担について、従来の本則である4分の1を適用するのは雇用情勢および雇用保険の財政状況が悪化している場合に限定し、それ以外の場合は40分の1を適用することになりました。

雇用保険の国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものです。そのため、失業等給付の国庫負担を本則である4分の1に戻すべきです。

前回の法改正の際の附帯決議には「社会保障関係費に現在位置付けられている失業等給付の国庫負担について、負担割合を将来的に従来の本則の水準（二十五パーセント）とする措置も含め、国の財政・財源の構造から検討すること。」が盛り込まれました。この附帯決議を踏まえて、どのような検討が行われたのか、検討しなかったのであれば、いつから、どのように検討していくのかお答えください。

最後に、本法案には、介護休業給付の国庫負担引下げの暫定措置を令和8年度末まで継続することが盛り込まれています。

一方で、訪問介護の基本報酬の引き下げによって小規模な訪問介護事業者が閉鎖すれば、在宅介護が受けられなくなる要介護者や家族が増加するおそれがあります。

その結果、介護の体制構築により時間がかかって介護休業を長く取得しなければならない人が増え、介護休業給付の支給額が増加するおそれがあります。

従って、介護休業給付の国庫負担も育児休業給付同様に暫定措置の80分の1から本則の8分の1に戻す必要が出てくるのではないですか。如何ですか。

厚労省が集計した調査によると、2022年度は、訪問介護事業所のうち36.7%が赤字でした。厚労省は処遇改善加算を充実したと説明していますが、基本報酬引き下げの結果、事業所としては減収となり、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白です。至急、対策を講じるべきです。立憲民主党は、「訪問介護緊急支援法案」の提出を検討していますが、政府は何も対策を講じるつもりはないのか、明確にお答えください。

これまでの政治は、人を粗末にし過ぎました。私たち立憲民主党は、働く人が報われる、まっとうな経済・社会を取り戻すため、全力を尽くすこととお誓いして質問を終わります。ありがとうございました。

(了)